

## V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

### 1 母子・父子及び寡婦福祉

我が国の母子福祉対策は、古くは昭和4年に制定された救護法により行われ、これによると「13歳以下の幼者」を救護の対象に含め、1歳未満の乳児に限って母子一体救護の必要性を認めていた。しかしながら、当時は世界的な経済不況の影響もあって母子心中が続出したため、昭和12年に母子保護法が制定され、13歳未満の子を持つ母で夫がなく生活が困難な場合には、その母子の生活費が支給されることとなった。

戦後、昭和21年には生活保護法が制定され、全国民に対して最低生活が保障されることとなり、戦前の救護法や母子保護法は生活保護法に吸収される形で廃止された。しかし、母子家庭の置かれている事情から一般家庭と同じ一律の保護では母子福祉の徹底を図ることは難しく、昭和27年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子家庭の経済的自立が図られることとなった。

同法の制定後、母子家庭のための年金制度や児童扶養手当が創設される等、母子福祉施策の関連分野に広がりが見られるようになり、これらの母子福祉対策を総合的に推進するため、昭和39年に母子福祉法が制定された。母子福祉法は、母子福祉資金の貸付等に関する法律の内容をおおむね引き継ぐとともに、母子福祉に関する基本法としての体系を整えたものであった。

母子福祉法の対象は20歳未満の子のいる母子家庭であり、子が成人すると対象外となっていたが、子が成人したからといって直ちに自立できる状態にはなっておらず、寡婦についても総合的な福祉施策を法律で規定することが要望されるようになった。昭和56年に母子福祉法が改正され、寡婦についても母子家庭の母に準じて法的保護の対象とするとともに、法律の名称も「母子及び寡婦福祉法」と改正された。

父子家庭への支援については、児童扶養手当が平成22年から支給対象となり、平成26年には母子及び寡婦福祉法が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金が創設される等、父子家庭に対する支援が拡充された。

また、母子・父子家庭は、配偶者のない者と児童が基本的構成要件である。これら母子・父子家庭の福祉の増進を図るため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、関係機関と連携をとりながら相談指導を行っている。

相談内容としては、家庭紛争や児童の養育・結婚、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、生活費、教育費、医療費等経済上の問題、就職、生業、住宅等生活上の問題等がある。

(1) 母子・父子家庭の状況及び相談件数

		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度		
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
生活一般	住宅	11(9)	1.3	7(4)	0.9	6(1)	0.8	8	1.0	4(1)	0.6	
	医療・健康	15(1)	1.7	31(6)	3.8	35(5)	4.9	23(3)	2.7	11(2)	1.6	
	家庭紛争	69(60)	7.9	92(84)	11.4	52(41)	7.3	76(69)	9.0	77(60)	11.3	
	就労	19(7)	2.2	28(2)	3.5	14(3)	2.0	14(2)	1.7	20(7)	2.9	
	結婚	0	0.0	0	0	1	0.1	0	0	0	0	
	その他	養育費	7(1)	0.8	2	0.2	4(1)	0.6	5	0.6	0	0
		借金	6(2)	0.7	6(4)	0.7	6	0.8	4	0.5	1	0.1
		その他	9(3)	1.0	9(2)	1.1	20(8)	2.8	22(8)	2.6	6(1)	0.9
	小計	136(83)	15.5	175(102)	21.6	138(59)	19.3	152(82)	18.1	119(71)	17.4	
児童	養育	57(19)	6.5	66(36)	8.2	51(22)	7.1	109(43)	13.0	61(41)	8.9	
	教育	12(9)	1.4	18(9)	2.2	23(4)	3.2	13(2)	1.5	33(8)	4.8	
	非行	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就職	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	2	0.2	0	0	6	0.9	2	0.2	7	1.0	
	小計	72(28)	8.2	84(45)	10.4	80(26)	11.2	124(45)	14.7	101(49)	14.7	
経済的支援・生活援護	母子父子福祉資金	624	71.2	489	60.3	436	60.9	497	59.0	442	64.5	
	寡婦福祉資金	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公的年金	0	0.0	2(2)	0.2	1(1)	0.1	1	0.1	0	0	
	児童扶養手当	10(6)	1.1	12(3)	1.5	9(1)	1.3	6(3)	0.8	3(2)	0.4	
	生活保護	6(5)	0.7	3(1)	0.4	4	0.6	6(3)	0.8	2	0.3	
	税	1(1)	0.1	4(1)	0.5	0	0	0	0	0	0	
	その他	23(4)	2.6	28(2)	3.5	39(4)	5.5	43(13)	5.1	16(5)	2.3	
	小計	664(16)	75.7	538(9)	66.4	489(6)	68.4	553(19)	65.8	463(7)	67.5	
その他	売店設置	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	たばこ販売	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公営住宅	5(4)	0.6	10(6)	1.2	3(1)	0.4	2(2)	0.2	3(1)	0.4	
	母子・父子福祉施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設	0	0.0	3(3)	0.4	5(1)	0.7	10	1.2	0	0	
	小計	5(4)	0.6	13(9)	1.6	8(2)	1.1	12(2)	1.4	3(1)	0.4	
合計	877(131)	100.0	810(165)	100.0	715(93)	100.0	841(148)	100.0	686(128)	100.0		

※ 令和元年度から、母子・父子自立支援員が対応した相談件数を計上している。そのため、母子・父子家庭になる以前からの相談も含まれる。( )内は母子・父子家庭以外の相談対応件数。

(2) 児童扶養手当

離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した年度末・障がいのある児童は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の母又は父に支給される手当。

令和6年11月より制度の拡充が図られ、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられた。（所得制限あり、児童養護施設等入所児童は対象外。）

（令和6年4月以降の支給額）

月額：45,500～10,740円、児童2人目10,750～5,380円加算、3人目以降は6,450～3,230円加算

（令和6年11月以降の支給額）

月額：45,500～10,740円、児童2人目以降は10,750～5,380円加算

（令和7年4月以降の支給額）

月額：46,690～11,010円、児童2人目以降は11,030～5,520円加算

① 支給理由の状況

年度	母子世帯					父子世帯					その他の世帯	合計
	離婚	父の死亡	未婚	父障がい	遺棄	離婚	母の死亡	未婚	母障がい	遺棄		
R2年度	511	2	69	5	2	46	0	0	0	0	13	648
R3年度	495	2	71	3	1	44	0	0	0	0	13	629
R4年度	472	1	71	5	1	39	0	0	0	0	13	602
R5年度	439	2	63	5	1	34	1	0	1	0	13	559
R6年度	415	2	64	5	1	30	1	0	0	0	14	532

※ 該当理由が2つ以上等の場合は、「その他の世帯」に計上。

② 支給状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全部支給(人)	296	275	262	241	248
一部支給(人)	352	354	340	318	284
受給者計(人)	648	629	602	559	532
全部停止(人)	138	140	141	152	132
合計(人)	786	769	743	711	664
支給金額(円)	327,527,810	321,429,890	305,968,930	292,546,410	286,188,240
受給対象児童数(人)	932	901	855	792	747

(3) 母子父子寡婦福祉資金

この制度は、母子、父子及び寡婦の方に対してその経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行うものである。

貸付金名	貸付対象者		貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
	母子 父子 寡婦	その他				
事業開始	父、母	母子・父子福祉団体	3,580,000円 ※共同で起業する場合は、5,370,000円	1年	7年	無利子
事業継続	父、母	母子・父子福祉団体	1,790,000円	6か月	7年	
修学	父、母子	父母のない児童	別表のとおり	卒業後6か月	10年 専修(一般)は5年	無利子
技能習得	父、母		68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円 ※各種学校等に入学する場合等で、入学時や年度初めに必要となる額が貸付限度額の月額を超える場合は816,000円	終了後1年	10年	無利子
修業	子	父母のない児童	68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円	終了後1年	10年	無利子
就職支度	父、母子	父母のない児童	110,000円(特別340,000円) ※特別貸付は自動車購入の場合	1年	6年	(親)無利子
医療介護	父、母子		医療340,000円(特別480,000円) 介護500,000円	終了後6か月	5年	無利子
生活	父、母		①技能を習得する期間 141,000円/月 ※技能を習得する期間で5年以内	終了後6か月	10年	無利子
			②医療介護を受けている期間 114,000円/月 ※医療介護を受けている1年以内	終了後6か月	5年	無利子
			③失業している期間 114,000円/月 ※当該離職日の翌日から1年以内	満了後6か月	5年	無利子
			④母子父子家庭の母(7年未満) 114,000円/月 ※総額は2,736,000円限度 ※期間は母子家庭となって7年以内 ※養育費取得のための裁判費用は1,368,000円限度	満了後6か月	8年	無利子
			児童扶養手当に準拠した額の範囲内/月 ※貸付期間は児童扶養手当等の支給が開始されるまでの期間中、原則3か月の範囲内とし最長1年以内	満了後6か月	10年	無利子

住 宅	父、母		1,500,000 円 (特別 2,000,000 円)			6 か月	6(7)年	無利子
転 宅	父、母		260,000 円			6 か月	3 年	無利子
就学支度	父、母 子	父母の ない 児童	学校区分	自宅	自宅外	修学又 は修業 修了後 6 か月	10 年  修業施 設・専 修(一 般)は 5 年	無利子
			小学校	64,300 円				
			中学校	81,000 円				
			高校・専修 (一般、高 等)	150,000 円	160,000 円			
			私立高校・ 専修(高等)	410,000 円	420,000 円			
			国公立大学・ 短大・大学 院・高専・ 専修(専門)	420,000 円	430,000 円			
			私立大学・ 短大・大学 院・高専・ 専修(専門)	580,000 円	590,000 円			
			修業施設 (中卒者)	150,000 円	160,000 円			
			修業施設 (高卒者)	272,000 円	282,000 円			
結 婚	父、母		330,000 円			6 か月	5 年	無利子

<注> ・ 貸付を受けるには連帯保証人が必要。

- ・ “据置期間” の特記がない資金については貸付日（期間）から。
- ・ “償還期間” は、据置期間経過後。
- ・ 支払期日まで納入されない場合、元利金につき年 3.0% の違約金が徴収される。
- ・ 修学資金は、県高等学校奨学金、(独)日本学生支援機構奨学金などの同種の奨学資金制度による学資資金の貸付を受けている方については貸付対象外（奨学金との差額を限度としての貸付は可）。

別表（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

金額単位：円

				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
修学資金貸付限度額（月額）	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
		私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
			自宅外通学	78,000	78,000	78,000	78,000	
		私 立	自宅通学	89,000	89,000	89,000	89,000	
			自宅外通学	126,500	126,500	126,500	126,500	

修学資金貸付限度額(月額)	短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
			自宅外通学	96,500	96,500			
		私立	自宅通学	93,500	93,500			
			自宅外通学	131,000	131,000			
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
			自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
	大学院 (修士・博士前期課程)		132,000	132,000				
	大学院 (博士後期課程)		183,000	183,000	183,000			
	専修学校 (一般課程)		54,000	54,000				

※ 母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金共通。

※ 扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

金額単位：千円

区分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	高校	0	0	0	0	0	1	1,890	1	1,620
	専修	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高専	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	0	1	301	0
計	0	0	0	0	0	0	2	2,191	1	1,620

(5) ひとり親家庭雪下ろし助成事業

安心して冬期間の生活を送れるよう、ひとり親及び児童扶養手当の対象となる子で構成されている世帯や65歳以上の高齢者（市町村民税額3万円以下）及びひとり親で構成されている世帯、心身に障がいのある人（市町村民税額3万円以下）及びひとり親で構成されている世帯に対して、令和6年度から住居の屋根の雪下ろしに要した費用のうち1回あたり10,000円まで年3回（一部地域は4回）を上限として助成金を交付している。

	R6 年度
登録者数(人)	10
利用者数(人)	8
助成回数(回)	16
総事業費(円)	156,600

